

令和 8 年 4 月 1 日  
法務省民事局

## 任期付職員の募集について

法務省民事局では、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成 12 年法律第 125 号）に基づき、民事基本法の法律案等の立案事務を担当する任期付職員として弁護士の採用を予定しています。

募集要領は次のとおりです。

### ○ 募集要領

- 1 募集人員 1 名  
担当分野 再生・倒産法等
- 2 採用形態 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律に基づき、常勤の国家公務員として採用  
※国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）に基づく守秘義務や兼職制限等が適用されます。
- 3 給 与 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律に基づき支給  
※出張する際には出張旅費が支給されます。
- 4 勤 務 地 法務省民事局（東京都千代田区霞が関 1-1-1）
- 5 雇用期間 採用時期については応相談  
令和 8 年 7 月から令和 9 年 6 月まで（ただし、状況によっては更に延長の可能性あり）
- 6 勤務時間 原則として 9 時 30 分から 18 時 15 分まで  
（週 5 日、土日祝日を除く）
- 7 担当事務  
法務省民事局では、破産法、民事再生法、会社更生法その他の再生・倒産法に関する様々な検討作業等を進めています。  
任期付職員には、これらに関する業務を担当していただくこととなりますの

で、再生・倒産法等の実務に関する専門的な知識・経験を有し（弁護士として倒産法等に関する実務経験がおおむね5年以上）、かつ、法律案等の立案を行うための法的・論理的な思考能力に秀でている方の採用を希望します。

なお、語学力については、必須の条件ではありませんが、諸外国の法制との比較検討も重要な業務の一つであることから、語学力に優れていることは有利に斟酌します。

## ○ 応募方法等

### 1 応募方法

令和8年4月22日（水）までに法務省民事局総務課庶務係に履歴書及び業績目録を提出してください。

履歴書には、通常の記載事項に加えて、「本人希望記入欄」等に、勤務開始可能時期及び勤務可能年数を記載してください。

なお、業績目録には、主要発表論文及び主要関与案件を記載してください。

### 今後の日程

令和8年4月22日（水） 応募（履歴書提出）締切

5月中旬までの間 書類選考、面接（面接日時等については、電話連絡）

### 2 問い合わせ先

法務省民事局総務課庶務係（担当 小林）

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

TEL 03-3592-6855